



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 130/2021年10月号

発行日：2021年10月20日

10月1日、新型コロナウイルス対策で19都道府県に発令されていた緊急事態宣言と、8県に適用中だった「まん延防止等重点措置」が全面解除されました。さまざまな制限が緩和される中、次の感染増加の波に備えつつ、社会活動、経済活動は正常化へ向けて動きだしているようです。衆議院も解散し、総選挙も10月末には投開票となります。いろいろな意味で新しい時代が始まるかと思えます。これからウィズコロナで息の長い安定した生活ができることを期待しています。

I. 最新情報（2021年9月1日～2021年9月30日）

1. 業種別委員会

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021 年 9 月 29 日	公表	「学校法人委員会 実務指針第 36 号 「私立学校振興助 成法に基づく監査 上の取扱い及び監 査報告書の文例」 の改正について」 及び「公開草案に 対するコメントの 概要及び対応」並 びに「学校法人委 員会研究報告第 32 号「施設型給付 費を受ける幼稚園 のみを設置する学 校法人等の監査上 の留意事項及び監 査報告書の文例」 の改正について」 の公表について	2020 年 11 月 6 日付けで企業会計審議会から「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、関連する監査基準委員会報告書が改正されたことを踏まえて、監査報告書の「その他の記載内容」区分に関連する内容を中心に所要の見直しを行いました。 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」における公認会計士法の改正を受け監査基準委員会報告書 700 等が改正されたため、併せて見直しを行っております。	2022 年 3 月 31 日をもって 終了する会計年 度

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（IT 委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021 年 9 月 13 日	公表	IT 委員会研究報 告第 58 号「リモ ートワークを俯瞰 した論点・課題（提 言）」の公表につ いて	本研究報告は、「リモートワーク環境下における企業の業務及び決算・監査上の対応」の一環で 2021 年 4 月 22 日に公表した「リモートワークを俯瞰した論点・課題（提言）」について研究報告の形式で再度公表するものであり、公表物としての形式を変更しておりますが、内容に変更はございません。	2021 年 9 月 9 日

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2021年9月 24日	公表	法規・制度委員会 研究報告第1号 「監査及びレビュー 等の契約書の作成 例」の改正の公表 について	<p>1. 監査報告書等の電磁的方法による発行に関する対応 ・「Ⅲ 監査及び四半期レビュー契約書の作成例」「2. 契約書の記載内容」「(5) 報告書等」の説明書きの修正及び被監査会社から承諾を得るための同意書の文例を追加</p> <p>2. 無限責任監査法人の指定社員の通知に関する対応 「Ⅲ 監査及び四半期レビュー契約書の作成例」「2. 契約書の記載内容」「(8) 業務執行社員又は指定社員若しくは指定有限責任社員の通知」の説明書きの修正及び被監査会社の承諾を得た上で、同じ電子契約で指定社員の通知を行う場合の様式例を追加</p>	2021年8月1 9日
2021年9月 24日	公表	法規・制度委員会 研究報告第2号 「指定社員制度に 関するQ&A」の公表 (法規委員会研究 報告第12号「指 定社員制度に関す るQ&A」の改正の 公表について	<p>1. 改正公認会計士法に伴う対応 本年9月1日に公認会計士法が施行され、無限責任監査法人は、被監査会社等の承諾を得た場合、被監査会社等への指定社員の通知を書面に代えて電磁的方法で行うことが可能となったことから（法第34条の10の4第7項）、新たにQ11を追加する等、該当箇所について必要な改正を行いました。 また、前回公表時から10年超経過していることから、陳腐化した内容について、更新及び削除を行いました。</p> <p>2. 委員会名変更に伴う対応 2019年10月より、法規委員会と公認会計士制度委員会が統合し、新たに法規・制度委員会となったことから、法規・制度委員会研究報告第2号として、研究報告の名称及び付番を改正しました。</p>	2021年8月1 9日
2021年9月 30日	公表	「令和3年度税制 改正による電子帳 簿等保存制度の見 直しを受けた監査 上の対応について (お知らせ)」の公 表について	令和3年度税制改正における電子帳簿等保存制度見直しを受けて、監査に携わる会員各位に注意喚起を図ることを目的として公表するものです。	2021年9月2 9日

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

「電子取引」

2022年1月1日より電子帳簿保存法の見直しが実施されます。

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続が抜本的に簡素化されます。

電子帳簿保存法では「電子帳簿等保存」「スキャナ保存」「電子取引」の三つの区分が設けられています。

「電子帳簿等保存」「スキャナ保存」については基本的には選択して電子的な保存をするか従前からの方法で保存するか選択肢があるので、対応しなくても問題ないこととなりますが、「電子取引」についてはすべての事業者が対象となりますので、留意が必要です。

申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されます。（消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。）

つまり申告所得税及び法人税の対象となるすべての事業者は、2022年1月1日以降に行う「電子取引」については印刷した紙での保存ができなくなり、電子データのまま保存せざるを得なくなります。

電子取引の範囲

電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます。

取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。

具体的には、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

以下はすべて電子取引になります。

- (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等の画面印刷（いわゆるハードコピー）を利用
- (3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- (4) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- (5) 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- (6) ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用（なお、紙に直接印刷される従来のFAXは電子取引ではありません。）
- (7) 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

電子データの保存には以下の要件を満たした保存が必要です。

保存要件

(真実性の要件)

以下の①～④の措置のいずれかを行うこと。

①タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う。

②取引情報の授受後遅滞なく(速やかに～7営業日以内、又は業務処理に係る通常の期間を経過した後速やかに～最長2か月と7営業日以内に)、タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督する者に関する情報を確認できるようにする。

③訂正・削除を行った場合に、その事実と内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除ができないシステムでの取引情報の授受及び保存を行う。

④理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う。

(可視性の要件)

・保存場所に電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面、書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと。

・電子計算機処理システムの概要書を備え付けること。

・検索機能を確保すること(日付、取引金額、取引先などで検索)

上記(真実性の要件)について①～③や(可視性の要件)はいずれも市販の専用のシステムで対応できます。導入するシステムの検討ができていれば対応は比較的スムーズにできるかと思えます。

2022年1月からのシステムが間に合わない事業者は

*④の「理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を2021年中に制定して整備運用することが現実的かと考えます。規程の中では、電子データの保存方法、訂正削除の原則禁止や、訂正削除を行う場合の申請方法、承認方法、保存方法の明示が必要になるかと考えます。

*検索機能については保存するPDFのファイル名自体に日付、取引先、金額を入れてしまう(例20220101_ABC市場_55000.pdf)とか、別途エクセル等でファイル名記録簿に日付、取引金額、取引先をわかるようにしておくことで対応することが考えられます。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright

— 5 / 5 —